



6

建設技術フェア2011 in 中部

危険物等について

1. 危険物の持込にあたって

■会場内で、下記禁止行為にあたる裸火の使用及び危険物品の持ち込みは禁止します。また量の多少にかかわらず、無届けで会場内に危険物を持ち込むことはできません。出展品の展示・実演などのため、やむを得ないものに限って、所轄消防署及び事務局承認のもとに使用することができます。下記行為に該当する出展者は、《提出書類2》「ブース内レイアウト届出書」及び《提出書類6》「危険物品等持込許可申請書」に仕様、数量、配置等を明記し、カタログ・パンフレット等、内容が確認できる資料を添えて事務局代行へご提出ください。尚、所轄消防署への申請は事務局代行より行います。

2. 禁止行為

	危険物品の持ち込み	裸火の使用
禁止行為内容	<p>危険物品とは通常携帯する少量のもの（マッチ、ライター等）は除き、以下となります。</p> <p>【危険物の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油液化ガス（LPガス）、可燃性ガス、高圧ガス ・危険物（ガソリン、灯油、食用油、アルコール、重油など） ・危険物品（準危険物、火薬類、マッチ、ローソクなど） ・電気コンロ、カートリッジ式コンロ、ボンベ ・機械類などに内蔵されている潤滑油など ・悪臭、多量の煙を発生する機器および装置 <p>以上の品目を会場内に持ち込むことは原則として禁止されています。</p>	<p>裸火とは気体、液体、固体燃料を使用する火気器具などで、炎、火花を発生させるもの、または、発熱部に外部に露出するもの（但し、燃焼部が焼室・風道に内在又は庫内に面しているトースター、ヘアードライヤー、オーブン等で、公的機関の検査を受けたものを除く）及び電気機器であっても、外部に露出した発熱部で可燃物が触れた場合、着火する恐れのあるものも裸火に含まれます。</p> <p>会場内に裸火を持ち込むことは原則として禁止されています。</p>
使用許可の承認条件	<ul style="list-style-type: none"> ・展示・実演等にあたり必要不可欠な油類（作動油等）および高圧ガスで機械・装置内に密閉されているもの。 ・設置場所が避難口、階段及び火気使用場所から水平距離6m以上離れていること。但し、防火上有効な遮蔽のあるものはこの限りではありません。 <p>※その他、持込量など厳しい規定がありますので必要最小限にて対応して下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する火気器具はその特性、性能などが明確で、かつ安全性が確認されていることとします。 ・使用する火気器具の最大消費熱量以下となります。 <ul style="list-style-type: none"> ▽300,000キロカロリー毎時未満（温風暖房機、ボイラー及び給湯沸湯設備にあたっては、150,000キロカロリー毎時未満） ※消費熱量は、水平距離5メートル以内の各器具、設備の合計とする。 ・電気を熱源とする器具は以下を基準とします。 <ul style="list-style-type: none"> ▽使用電圧が300V以下で、定格消費電力が10kw以下のもの。 ▽電気用品取締法に定める型式許可を受け、その旨表示されているもの。 ・避難口、階段などの避難施設、及び危険物品等の可燃物から水平距離5メートル以上離れていることとします。但し、防火上有効な遮蔽のあるものはこの限りではありません。 <p>※以上の項目を越えるものにあつては別途事務局代行との協議が必要となります。</p>
安全処置	<p>危険物品を持ち込むブースごとに、消火器を1本以上用意してください。</p>	<p>防火責任者により監視及び使用後の点検など適切な措置をしてください。</p>

3. 防災処理済材料の使用

■展示・装飾物には防災処理済みの材料を使用し、防災番号を確認できるところに表示してください。出展者で特別装飾される場合は防災番号、配置等を《提出書類2》「ブース内レイアウト届出書」に記入してください。

※消防法により、展示場内のカーテン類、じゅうたん（カーペット）類、展示用合板には防災処理をしたものを使用してください。

▽カーテン類 … カーテン、幕類、装飾用カーテン、商品等の展示用として使用するテーブルクロス等

▽展示用合板 … 展示用パネル、掲示板、バックボード、仕切用パネル、展示台等。

▽その他 … 社名切り抜き文字等に使用されている発泡スチロール等の石油製品、ホンコンフラワー、ウレタンまたは燃えやすい科学繊維で防火液が浸透しないものは持ち込みできません。

■出展者で特別装飾をされる場合は、防災表示ラベルのついているものを使用してください。

4. その他

■申請書提出後においても、消防署、中部技術事務所の許可が受けられない場合は、持ち込みをご遠慮いただくことがあります。また、消防条例におけますは名古屋市と他地域では差異がございますので十分ご注意ください。

■出展物等により会場内に配置した消火器材及びその操作に必要なスペース等をふさぐ、隠す、移動などしたりすることは禁止されています。

■会場内は原則的に禁煙ですのでご協力下さい。搬入出時の作業者・業者の方々にもご指導をお願いします。

《提出書類2》「ブース内レイアウト届出書」、及び《提出書類6》「危険物品等持込許可申請書」にて申請してください。



7

建設技術フェア2011 in 中部

搬入出について

1. 作業にあたって

■ 出展者の搬入出は展示形態により日程が異なります。

Aタイプ・展示出展者(屋内展示) … 搬入日 24日(月) ・ 搬出日 27日(木)
B、Cタイプ・展示出展者(屋外展示) … 搬入日 25日(火) ・ 搬出日 28日(金)

作業日	指定作業内容	時間
10月 24日(月)	屋内展示出展者及び大型車両 搬入・展示作業	9:00 ~ 15:00
10月 25日(火)	屋外展示出展者 搬入・展示作業	9:00 ~ 17:00
10月 26日(水)	調整作業・貴重品搬入作業	8:00 ~ 9:20 ※1
	調整作業・貴重品搬入出作業	17:00 ~ 18:00 ※1
10月 27日(木)	調整作業・貴重品搬入作業	9:00 ~ 9:50 ※1
	屋内展示出展者 撤去・搬出作業	16:00 ~ 19:00 ※2
10月 28日(金)	屋外展示出展者及び大型車両 撤去・搬出作業	9:00 ~ 15:00

※1 原則として展示物の仕上げ作業や機械調整のみとなります。展示エリア内への車両の乗り入れはできません。
※2 屋内展示で2t以下の車両のみの乗り入れとさせていただきます。

■ 各出展者ごとの具体的な搬入出時間につきましては、上記許可時間内に《提出書類3》「車両申請書」とブース配置をもとに事務局で調整した後、搬入出時間を指定し、許可時間を明記した「展示エリア乗り入れ許可証」を後日送付いたします。必ず許可時間を厳守してください。

尚、事務局からの搬入出日時は原則的に変更できませんので、出展者側で搬入出の調整をお願いします。

■ 大型展示物がある場合や時間がかかる場合は、事前に事務局代行までご相談下さい。

■ 中部技術事務所構内への車両の出入口は本庁舎北側になります。
各許可証を見える場所に置いてスタッフの指示に従い入場してください。

2. 駐車場について ※詳細については「5.車両の許可証について(P.10)」を参照してください。

■ 無料駐車場は一切ありません。
公共交通機関(地下鉄・市バス)をご利用ください。

地下鉄名城線「ナゴヤドーム前矢田駅」下車1番出口より徒歩1分
ゆとりーとライン「ナゴヤドーム前矢田駅」下車徒歩1分

3. 宅配便について

■ 搬入時の宅配便の受け取りの代行はできません。必ず出展者にてお受け取りください。受け取りをスムーズに行うため宅配便を利用される出展者は日時(10月25日(火)の作業時間内)を指定し、送り状に「建設技術フェア in 中部会場」、「ブース番号」、「出展者担当者」、「当日連絡先(携帯電話等)」を必ずご記入ください。

※搬入日以前に到着したのものに関しては「事務局代行」及び「中部技術事務所」では受け取りませんのでご了承ください。

■ 搬出時(10月27日)の宅配便について。

西濃運輸(株)が宅配便の受付を行います。

宅配受付は研修棟付近(P.3会場施設図参照)にて15:00~18:00で行います。

配送品に付きましては各ブースへの引き取りは行っておりません。直接、宅配受付へお持ち下さい。

送り状は宅配受付にご用意しておりますが、27日朝より出展者窓口でも配布しております。

料金については「着払い」のみとさせていただきます。**西濃運輸(株)**から料金を徴収、請求を致します。

尚、発送が翌日になる場合がございますので、予めご了承ください。

※3辺の合計が160cm以内、重さ50kg以内を対象にしています。それを超えるものについては事前に事務局代行までご相談ください。

4. 車両による搬入出について

- 会場内、駐車スペースに限りがあるため、搬入出時間を調整させて頂きます。車両を使用される方は、「5.車両の許可証について(下記)」を良くお読みになり、《提出書類3》「車両申請書」にて申請してください。
- 車両乗り入れは、原則として搬入作業は2時間以内、搬出作業は1時間以内をお願いします。
- 中部技術事務所周辺での違法路上駐車は交通障害となりますので厳禁といたします。
- 通路の幅が狭いため、トラック等の大型車両で搬入・搬出を行う場合は車両のサイズをご確認ください。
- 会場内は徐行です。運転者は他の車両や作業員、歩行者等に充分注意し、安全運転に努めてください。また安全の為に移動・停車の際はハザードランプの点灯をお願いいたします。
- 搬入出に係る車両のみとします。人送のための車両は許可できません。
- 荷物の積み卸しを終了した車両は、速やかに移動してください。
- 4t以上の車両は、通路部を大きくふさぐ可能性があるため、隣接したブースの同時時間帯での乗り入れはできる限りないように日時を調整させていただきます。
- 搬出の許可時間は、安全管理上、フェア終了後までは、作業車両の会場乗り入れは許可しません。車両の会場乗り入れ時間は16:00以降とさせていただきます。
- 事務局代行ではフォークリフト(2t)の貸出(¥5,000 / 30分)も行っております。お申し込みをされる場合は、《提出書類4》「オプション申込書」の「No.38」に希望時間をご記入ください。その他希望事項がありましたら備考欄にご記入ください。

搬出に関わる車両の展示エリアへの入場は、許可証に明記されている許可時間内とさせていただきます。

《提出書類3》「車両申請書」にて申請してください。

5. 車両の許可証について

搬入出に必要な許可証は以下の通りです。また許可証は許可時間内のみ有効とさせていただきます。許可証がない場合は乗り入れできませんので申請漏れや当日お忘れにならないよう注意してください。

搬入出作業時〔《提出書類3》車両申請書〕

■ 搬入／搬出 展示エリア乗り入れ許可証

敷地内での駐車はできません。

搬入、搬出の許可時間内であれば展示エリア内への乗り入れ作業が可能です。会場内に待機できるスペースに限りがありますので、許可時間内に会場入りし、作業終了後はすぐに車を移動させてください。また許可時間内であっても、通路の確保等のため、車両の移動等をお願いすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

【ご注意】

- 展示エリア内作業終了後、敷地内に駐車はできません。
- 10月26日(水)については車両の入場はできません。
- 期間中を通して車両の駐車はできません。
- 時間外及び夜間の留め置きはできません。



8

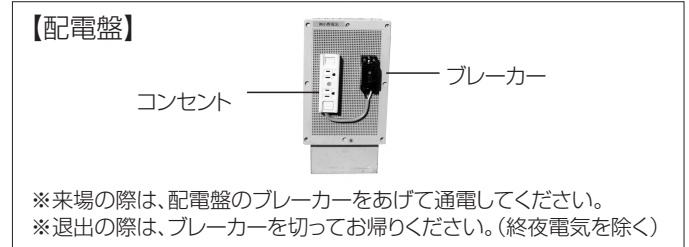
建設技術フェア2011 in 中部

電気関係について

1. 電気供給方式

- 電気供給方式は下記の3種類になります。
 - ・交流単相 100V 60Hz
 - ・交流単相 200V 60Hz(オプション)
 - ・交流三相 200V 60Hz(オプション)

- ブースにはブレーカーやコンセントのついた配電盤(右図)を床置きで設置します。基本設定ではブース内右奥に設置しますので、位置等の変更を希望される場合は《提出書類5》「電気関係申請書」にご記入ください。



- 常設備品(蛍光灯等)に不要なものがあれば《提出書類2》「ブース内レイアウト届出書」に明記してください。

2. 電気の申込について

- 器具名や容量は「蛍光灯40w」、「白熱灯100w」等使用器具を具体的に記入してください。
- 通常と違うコンセントの仕様を希望される場合は仕様を明記してください。
- 「蛍光灯」、「高圧水銀灯」は容量の1.5倍のワット数を記入してください。
- 機器によって作業後も保冷、機器管理等により電気供給が必要な出展者は、終夜電気の使用希望と《提出書類5》「電気関係申請書」に明記してください。
- 追加電気工事は事務局代行でも承っております。ご希望の出展者は《提出書類5》「電気関係申請書」の記入欄に必要事項を明記してください。
 - ※お申し込みいただいた追加工事や2次側配線工事、幹線工事費は、事務局指定業者で行い、別途ご請求いたします。
- 出展者の特定業者が行う場合でも、その概要を《提出書類5》「電気関係申請書」に記入してください。
- 基本設定に含まれる容量を超える場合は使用量(下記参照)に応じて電気供給費がかかります。
 - ▼Aタイプ・Bタイプブース …100V/ACコンセント1箇所2口:1,000W【蛍光灯2灯分80W含む】
 - ▼Cタイプブース …100V/ACコンセント1箇所2口:500W【蛍光灯1灯分40W含む】

100V	~500Wまで	基本設定に含む	
	501W~1,000Wまで	Aタイプ Bタイプ	基本設定に含む
		Cタイプ	4,000円加算
	1,001W~2,000W	13,000円加算	
	以降1,000W毎に	8,000円加算	
	追加コンセント1箇所2口	3,000円加算	
	終夜電源 【~1,000Wまで】 (1,001W以上は別途上記供給費がかかります。)	15,000円加算	
	安定電源 【~1,000Wまで】 (1,001W以上は別途上記供給費がかかります。)	18,000円加算	
200V	1,000W毎に	8,000円加算	

※1,001W以上使用のブースは配電盤の仕様が変わります。

《提出書類5》「電気関係申請書」にて申請してください。

3. ブースへの電気供給について

基本配線や配管工事により、出展者の小間内を他の出展者の配線や配管が通る場合がありますのでご了承ください。

■ 電気供給時間

10月24日(月)	設営日(屋内Aブースのみ)	13:00 ~ 16:00
10月25日(火)	設営日	12:00 ~ 18:00
10月26日(水)	開催日	8:00 ~ 17:15
10月27日(木)	開催日・撤去日	9:00 ~ 16:15

※上記時間帯が電気供給時間となります。各ブースの電気工事が完了し、安全が確認された後に、出展者自身で責任を持ってブースに設置された配電盤内のブレーカーをあげて通電してください。

※終夜電気、安定電源及び上記電気供給時間外に供給希望の出展者は《提出書類5》「電気関係申請書」にご記入ください。

※電気供給時間内においても、搬入出等の状況により、やむを得ず供給を中断する場合があります。

※場内アナウンス等の指示に従い作業を行ってください。

4. 二次側配線工事の注意事項

- 電気工事を行う作業者は、電気工事法に基づく電気工事士の資格を有する者とし、必ず免状を携帯してください。
- 電気用品取締り規則の適用を受ける電気用品・材料を使用してください。使用にあたっては、新品が望ましく、国の型式承認を受けたマーク入りのものにしてください。
- 配電盤および点滅ドラムスイッチは、鉄箱入りか内面鉄板張りを使用し、その設置場所は点検・保守に便利な位置にしてください。
- 電線の接続は、スリーブまたは圧着端子を使用するか、ハンダづけを施してください。
- 照明器具および機器の配線に際しては、Fケーブル以上の電線を使用してください。またコードの流し引き、または接続器なしでコードを接続しないでください。
- ブース内電気設備のスイッチは、必ず適性ヒューズを使用し、銅線などで代用しないでください。
- 照明コンセント関係の配線は、1台が15A以上の器具は1回路ごとに、その他の場合は、合計15Aごとに1回路とし、分岐開閉器(分電盤)を設置してください。
- 白熱電灯、抵抗器、その他熱を発生する機器は可燃剤と接触したり、また可燃物を加熱する恐れのないようにしてください。また、機器の配置は来場者に危険のないよう十分注意してください。
- 電気工事検査は、経済産業省令電気設備技術基準および火災予防条例に照らし実施いたします。
- 施工にあたって、特に火災事故の防止、人体および財物の損傷、電気事故の防止等に万全の注意を払ってください。尚、開催期間中の施工は原則として認めませんので、必ず開催期間前に工事を完了してください。
- 床上のスポットなどの照明器具は必ず固定し、転倒防止処置を施してください。
- 電気配線およびコンセントなどは必ず固定してください。
- 追加電気工事及び二次側配線工事については、事務局代行にて承っております。《提出書類5》「電気関係申請書」にてお申し込みください。但し別途経費が必要となります。

5. 保守

- 電気供給時間中は、電気保全要員が会場内本部に常駐しております。ブース内の電気事故は、速やかに連絡してください。来場の際は出展者自身で責任を持って配電盤のブレーカーをあげて通電してください。また退出の際は、配電盤のブレーカーを切ってお帰りください。(終夜電気を除く)

6. その他

- 電流異常や事故による停電、または電圧降下などによる機器の損傷については、事務局ではその責任を一切負いかねますので、出展者は各ブースごとに十分な保護策を施してください。